

綾瀬市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度身体障害者の生活の支援を行うため訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 訪問入浴サービス（以下「入浴サービス」という。）を利用することができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級又は2級の障害を有するもののうち、家庭において入浴が困難なもの。
- (2) 医師が入浴を可能と診断したもの。

(実施方法)

第3条 この事業の実施は、入浴サービスを行う業者（以下「業者」という。）に対し入浴サービスの提供を委託し実施するものとする。

(申請)

第4条 入浴サービスを利用しようとする者又はその保護者は、重度障害者訪問入浴サービス事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に医師の作成した入浴可否意見書（第2号様式。以下「意見書」という。）を添え、市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条に基づく申請書及び意見書の提出があったときは、その内容を検討し、入浴サービスの利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に基づく入浴サービスの実施について、重度障害者訪問入浴サービス事業決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(訪問入浴サービス費の支給)

第6条 市長は、利用の決定を受けた者が入浴サービスの提供を受けた場合には、委託契約による単価の100分の90に相当する額を訪問入浴サービス費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、委託料の100分の100に相当する額を訪問入浴サービス費として支給するものとする。

(1) 利用の決定に係る重度身体障害者（18歳未満を除く。）及び同一世帯の配偶者が市町村民税非課税者

(2) 利用の決定に係る重度身体障害者（18歳未満に限る。）が、市町村民税非課税世帯に属する者。ただし、その者の保護者が障害者の場合、その保護者及び同一世帯の配偶者が市町村民税非課税者

(3) 生活保護を受けている者

3 前2項に規定する訪問入浴サービス費は、訪問入浴サービス費支給対象者からの委任に基づき、訪問入浴サービス費として支給されるべき額の限度において、当該支給対象者に代わり、当該入浴サービスの受託業者に支払うことができるものとする。

4 前項の規定により支払いがあったときは、訪問入浴サービス費支給対象者に対し訪問入浴サービス費の支給があったものとみなす。

(費用の負担)

第7条 利用の決定を受けた者のうち前条第2項に該当しない者は、委託契約による単価の100分の10に相当する額を自己負担として受託業者に直接支払うものとする。

(実施状況報告)

第8条 第3条の規定により委託を受けた業者は、毎月10日までに前月分の入浴の実施状況について、市長に報告するものとする。

(順守事項)

第9条 入浴サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 入浴サービスを利用している間、業者の代表者から要請があつたときは第4条に基づく意見書を提出しなければならない。

(2) 利用者は、家族又はそれに代わる者を付添人として必ず付けなければならない。

(3) その他係員の指示に従わなければならない。

(安全性の確保)

第10条 業者の代表者は、入浴前後の健康観察及び重度障害者の身体的条件を考慮し、安全性の確保に細心の注意をもつて当たるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行われた委託その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとする。

3 廃止前の綾瀬市重度障害者入浴サービス事業実施要綱の規定に基づき、訪問入浴サービスの提供を受けている者は、第5条による決定を受けたものとする。

(綾瀬市重度障害者入浴サービス事業実施要綱の廃止)

4 綾瀬市重度障害者入浴サービス事業実施要綱（平成元年4月1日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行われた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとする。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき決定された助成金等の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

重度障害者訪問入浴サービス事業利用申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住 所
申請者 氏 名
利用者との続柄
電 話

重度障害者訪問入浴サービス事業を利用したいので、医師の入浴可否意見書を添えて申請します。なお、入浴サービスを受けた場合、万一これに伴う無過失の事故が生じてしても一切の異議を申立ていたしません。

利用者住所		
利用者氏名	個人番号：	生 年 月 日
		年 月 日
付添人住所		
付添人氏名		生 年 月 日
		年 月 日
自宅 付 近 の 略 図		

※ 訪問入浴の利用決定にあたり、利用者本人及び世帯員の所得・資産状況等を確認することに同意する。

第2号様式（第4条関係）

入浴可否意見書

住所

氏名

生年月日

年

月

日

所 見	
	入浴の可否
	可 否
	上記のとおり判定します。 年 月 日 病院又は診療所の名称 病院又は診療所の所在地 診療担当科名 科医師氏名 ㊦
備考	MRSAについて検査証明をお願いいたします。

※ 判定のうえ、可・否はいずれか○印で囲んでください。

第3号様式（第5条関係）

重度障害者訪問入浴サービス事業決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

利用者住所		
利用者氏名		生年月日
		年 月 日
決定事項	<input type="checkbox"/> 入浴サービスを実施する 費用負担の有無 <input type="checkbox"/> 有 1回あたり負担すべき額 円 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 入浴サービスを実施しない (理由)	
備考		